写

4 消 安 第 702 号 環自総発第 2205015 号 令和 4 年 5 月 1 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長 (公印省略)

愛玩動物看護師法の運用について

愛玩動物看護師法の施行については、「愛玩動物看護師法の施行について」(令和4年5月1日付4消安第642号・環自総発第2205014号農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長通知)によりお知らせしたところであるが、同法の運用の細部については、下記のとおりであるので、御了知の上、制度の適正かつ円滑な運用について、特段の配慮をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

4 消安第 702 号 環自総発第 2205015 号 令和4年5月1日

一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長 公益社団法人日本獣医師会 会長 公益社団法人日本動物病院協会 会長 一般社団法人日本小動物獣医師会 会長 一般社団法人Team HOPE 代表

- 一般社団法人日本動物看護職協会 会長
- 公益社団法人日本愛玩動物協会 会長
- 一般社団法人日本動物保健看護系大学協会 会長
- 一般社団法人全国動物教育協会 会長
- 一般社団法人全日本動物専門教育協会 理事長
- 一般社団法人日本動物専門学校協会 理事長
- 一般社団法人全国動物専門学校協会 会長
- 一般社団法人日本ペットビジネススクール協会 会長
- 一般社団法人ジャパンケネルクラブ 理事長

殿

農林水產省消費 • 安全局長

環境省自然環境局長 (公印省略)

愛玩動物看護師法の運用について

愛玩動物看護師法の施行については、「愛玩動物看護師法の施行について」(令 和4年5月1日付4消安第642号・環自総発第2205014号農林水産省消費・安 全局長・環境省自然環境局長通知)によりお知らせしたところであるが、同法の 運用の細部については、下記のとおりであるので、御了知の上、制度の適正かつ 円滑な運用について、特段の配慮をお願いするとともに、各都道府県知事におか れては、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

1 愛玩動物について(法第2条第1項関係)

愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項において、愛玩動物は獣医師法(昭和24年法律第186号)第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物とされており、その他政令で定める動物として、愛玩動物看護師法施行令(令和3年政令第273号)第1条において、オウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種を規定している。これらには、主に、以下の種が含まれる。

(1) オウム科全種

セキセイインコ、オカメインコ、ボタンインコ、コザクラインコ、ダルマインコ、オオバタン、コバタン、ヨウム等

(2) カエデチョウ科全種

ブンチョウ、ジュウシマツ、ベニスズメ、キンカチョウ、ヘキチョウ等

(3) アトリ科全種

カナリア、マヒワ、ウソ等

2 愛玩動物看護師の業務について(法第2条第2項関係)

愛玩動物看護師は、法第2条第2項において、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第17条に規定する診療をいう。)の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護(以下「愛玩動物の世話その他の看護」という。)並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援(以下「愛護・適正飼養に関する支援」という。)を業とする者とされている。

愛玩動物看護師の業務については以下の点に留意願いたい。

- (1) 愛玩動物の診療の補助
- ① 「愛玩動物に対する診療(獣医師法第17条に規定する診療をいう。)の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為」とは、獣医師の指示の下、愛玩動物看護師がその知識及び技能をもって行うのであれば、愛玩動物に対して衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為をいい、例えば、輸液剤の注射、採血、マイクロチップの装着、カテーテル留置、投薬等が含まれる。

一方で、診断、エックス線撮影等における放射線の照射、ワクチン等、 愛玩動物の身体への影響が大きい医薬品の投与等については、これを誤る と衛生上の危害が生ずるおそれが少ないと認められる行為ではないこと から、引き続き獣医師が実施する必要がある。

- ② 「獣医師の指示」とは、愛玩動物の病状に応じた個別具体的指示を基本とするが、あらかじめ獣医師により診療計画が立てられている場合や、救急救命業務として獣医師があらかじめ定めた手順書に従い心肺蘇生措置を行う場合等については、個別具体的指示は要しない。このため、例えば、獣医師による診察が行われた後、継続的な診療が必要な愛玩動物に対し、獣医師が作成した診療計画に基づき、愛玩動物看護師が処置を行うことは可能である。
- (2) 愛玩動物の世話その他の看護及び愛護・適正飼養に関する支援

愛玩動物の世話その他の看護及び愛護・適正飼養に関する支援は、愛玩動物看護師以外の者も実施可能であるが、業として行うに当たっては、適切な知識及び技能を有した者が実施することが望ましい。これらには、例えば、診察時における動物の保定、診断を伴わない臨床検査(血液検査、尿検査等)、栄養管理に関する飼養者への指導等が含まれる。

3 受験資格の認定について(法第31条第3号関係)

法第31条第3号において、外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が法第31条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認定したものは、愛玩動物看護師国家試験を受験することができるとされている。この認定に当たっては、該当する者の修学歴等に基づき個別に評価することとする。

4 愛玩動物看護師と紛らわしい名称について(法第42条関係)

法第42条において、愛玩動物看護師以外の者は、愛玩動物看護師又はこれに 紛らわしい名称の使用を用いてはならないと規定されており、法附則第6条の 規定により、法施行後6ヶ月間に限ってはこれら名称を使うことは可能だが、それ以降は使用できない。

愛玩動物看護師に紛らわしい名称とは、「看護師」又は「動物看護師」が含まれる名称など、愛玩動物の飼養者等に愛玩動物看護師の業務を行う者のような印象を与えるおそれがある名称をいう。